



やさしさと輝きに満ちた **笑顔のまち村上**

Murakami

市報むらかみ 臨時版

2020

5.1

村上市役所(本庁)
☎ 53-2111
FAX 53-3840

新型コロナウイルス感染症に関する情報をお知らせいたします。



■ 新型コロナウイルス感染症対策に関する コールセンターを設置しています

市では、新型コロナウイルス感染症対策に関する電話の総合受付窓口(コールセンター)を設置しております。新型コロナウイルスの影響によりお困りの方や、公共料金等の猶予・減免などの申請手続き方法、特別定額給付金(一律10万円給付)などについてお答えしています。

なお、感染症、健康に関するお問い合わせは、新潟県 帰国者・接触者相談センター(村上保健所)までお問い合わせください。



お困りの方、ご不明な点がありましたら

☎ **75-5771**

村上市コールセンター

新型コロナウイルス感染症対策 総合窓口

【受付時間】 平日、土・日曜、祝日(午前9時～午後5時)

■ 市の経済支援策に関すること

経済対策コールセンター

【受付時間】

平日、土・日曜、祝日(午前9時～午後5時)

☎ **75-5067**

■ こころの健康に関する相談

保健医療課 健康支援室

【受付時間】

平日(午前8時30分～午後5時15分)

☎ **53-3364**

■ 感染症、健康に関すること

新潟県 帰国者・接触者相談センター

【受付時間】

平日(午前8時30分～午後5時15分)

土・日曜、祝日(午前9時～午後5時)

☎ **53-8368** (村上保健所)

新型コロナウイルス
感染症に関する
村上市特設ホームページ



「特別定額給付金」については、5月11日頃に市民の皆さまへ申請書類をお送りする予定で準備を進めております。

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている事業者を支援 村上市経済支援策

村上市では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている事業者の方に対し経済支援策を実施します。

1 新たな取り組みによる売上回復支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者が行う、売上回復のため新たに取り組む幅広い事業に対する補助を行います。

■ 村上市販売促進応援プロジェクト事業補助金（1事業者1回限り）

補助率	補助対象経費の4/5（上限10万円） ※2以上のグループで申請の場合は上限20万円
対象者	・法人：市内に本店があること 個人：市内に店舗並びに住所があること ・市税の滞納がないこと
補助対象経費	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて始める新たな取り組みにかかる経費（資材購入費、広報費、委託費、その他経費）
必要書類	補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書、任意グループ概要（グループでの申請時のみ）、市税の納税証明書、見積書、振込先が分かる書類 等
申請方法	・申請期間：令和2年5月1日～令和2年9月30日 （土・日・祝日除く） ・提出先：地域経済振興課

提出方法
直接提出

2 雇用の維持を図った事業者に奨励金を交付

雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を活用し、雇いを維持した事業者に対して奨励金を交付し事業者の負担軽減と雇用の維持を図ります。

■ 雇用維持奨励金（1事業所1回限り）

交付額	10万円
対象者	・新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置による国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給申請を行った事業所を市内に有する事業者 ・市税の滞納がないこと
必要書類	奨励金交付申請書、ハローワークの受付印が押印されている雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給申請書類一式（休業等実施計画届等を含む）の写し、振込先が分かる書類
申請方法	・申請期間：令和2年5月1日～令和2年9月30日 ・提出先：新型インフルエンザ等対策本部 経済対策チーム

提出方法
郵送

3 経営維持のため賃貸店舗への家賃を助成

国の持続化給付金を申請した事業者の家賃助成を行います。

■ 店舗賃料緊急支援助成金（1事業者1回限り）

助成額	市内の物件の賃料（税抜）の3カ月分の1/2（上限10万円） ※複数店舗を有する事業者であっても上限は10万円
対象者	・国の持続化給付金の支給決定を受ける予定又は支給決定を受けた従業員10人未満の事業所（大型チェーン店除く） ・市税の滞納がないこと
必要書類	助成金交付申請書、持続化給付金を申請したことが分かる書類、振込先が分かる書類、賃貸借契約書の写し
申請方法	・申請期間：令和2年5月1日～令和2年6月30日 ・提出先：新型インフルエンザ等対策本部（予定） 経済対策チーム

提出方法
郵送

4 新型コロナウイルス感染拡大の影響により休業した事業者を支援

事業者の今後の経営維持及び生活を支援するため、連続して7日以上事業を休業した事業者に対して支援金を支給します。

■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業支援金（1事業者1回限り）

支給額	10万円
対象者	・令和2年4月16日から令和2年5月6日の間に、連続して7日以上事業を休業した事業者（大型チェーン店除く） ・法人：市内に休業する事務所または事業所があること 個人：市内で事業を営む村上市の個人事業主 ・市税の滞納がないこと
必要書類	支援金支給申請書、営業実態の確認ができる書類（確定申告書の写し）、連続して7日間以上休業したことが分かる書類（帳簿・台帳の写し、休業を周知するチラシ等）、振込先が分かる書類 等
申請方法	・申請期間：令和2年4月27日～令和2年5月29日 ・提出先：新型インフルエンザ等対策本部 経済対策チーム

提出方法
郵送

申請に必要な書類のダウンロードや詳細事項は、村上市ホームページをご覧ください。

✓ ホームページ

村上市 コロナ 経済支援

検索

✓ 問い合わせ先

新型インフルエンザ等対策本部 経済対策チーム（村上市役所本庁舎内）
〒958-8501 村上市三之町 1-1
TEL：0254-75-5067（経済対策コールセンター）



それ、**給付金を装った**
詐欺かもしれません！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」
「暗証番号」の詐取にご注意ください！

特別定額給付金に関して

- 村上市や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 村上市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

「特別定額給付金」については、5月11日（予定）に市民の皆さまへ申請書類をお送りし、申請を受け付けることとしています。申請書類をお送りする前に、皆様の世帯構成や、銀行の口座番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問い合わせすることはありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、ご連絡ください。

- ◆ 村上市消費生活センター 75-8930
- ◆ 村上警察署 52-0110
- ◆ 警察相談専用電話 #9110

